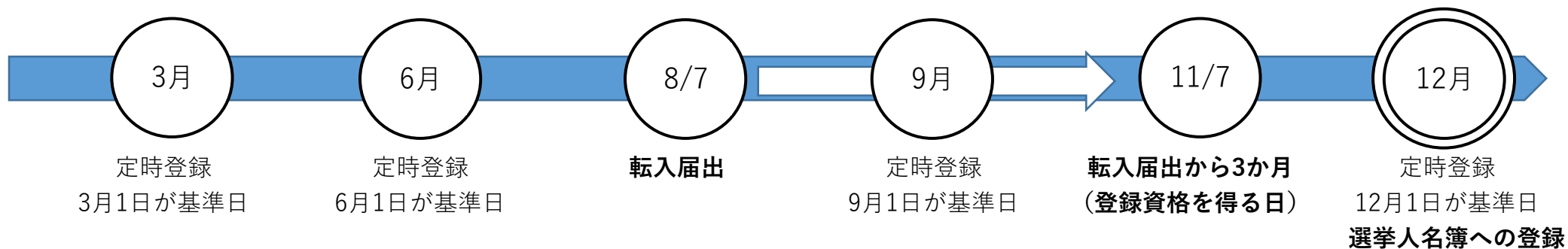


1 選挙人名簿の定時登録とは

選挙人名簿の定時登録は、毎年3月、6月、9月、12月の各月1日現在を基準日として、年4回定期的に行われます。

(例) 8月7日に転入届出をした方は、11月7日に「転入届出をした日から3か月以上同じ市区町村に住んでいること」との条件を満たすため、12月の定時登録時に選挙人名簿に登録されます。



2 選挙人名簿の選挙時登録とは

選挙の都度、選挙期日の公示・告示日の前日を基準日として選挙人名簿への登録を行います。

(注記) 選挙期日の公示・告示日は、選挙の種類によって異なります。

(例) 8月7日に転入届出をした方は、11月7日に「転入届出をした日から3か月以上同じ市区町村に住んでいること」との条件を満たすため、12月の定時登録を待たずに、11月19日の選挙時登録時に選挙人名簿に登録されます。



(注記) 選挙人名簿への登録については、この他にも年齢要件等がありますので、詳しくはお住いの市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。